

環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について（JBIC）

1. 既存の FAQ の変更について

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
1.1	スクリーニングおよびカテゴリ分類	Q. 国際協力銀行は、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリ C」案件に分類するのですか？ A. そうではありません。スクリーニング用フォームおよび借入人へのヒアリングを通じ、「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より強い苦情等を受けていないこと等の要因も確認（ネガティブ・チェック）した上で、追加設備投資を伴わない権益取得案件であるとの性格から、新たな環境影響は生じない（又は極めて小さい）との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。 さらに、既存案件が一般に環境に影響を及ぼしやすいセクター（ガイドライン第 2 部 3.1 に例示するセクター）に該当する場合は、上記に加え、可能な範囲で、現地での報道内容の確認や、駐在員事務所を活用した情報収集を行い、対象プロジェクトの環境社会配慮面での風評等細心の注意を払って確認を行ったうえで、カテゴリ分類を行っています。 なお、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」を「カテゴリ C」に例示するのは、当該案件が、一般的に新たな環境影響は生じない（又は極めて小さい）性格のものであるのみならず、資金提供を求めるプロジェクトオーナーと権益取得を求める我が国企業等の資金提供者との間で他の案件より速やかな意思決定を求められる（且つ競合状態も十分想定できる）案件であることが多く、JBIC として、かかるファスト・トラック案件にも然るべく対応する用意があるとのメッセージを出すためです。	変更無し	項番 4
1.2	環境レビュー	Q. 環境ガイドラインにおいて、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか？ A. JBIC は、環境社会配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅し、世界中で適用可能な国際的基準は現在のところ存在しないものと認識しており、国際的基準としては、国際条約等、世銀や IFC 以外の国際機関等の基準、日本や米国、欧州等先進国の基準・規制を参照することにしてしています*1。 参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体例としては、次のようなものが考えられます。 （1）汚染対策 ・日本、米国の規制値 ・マルポール条約 （2）自然環境	Q. 環境ガイドラインにおいて、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか？ A. JBIC は、環境社会配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅し、世界中で適用可能な国際的基準は現在のところ存在しないものと認識しており、国際的基準としては、国際条約等、世銀や IFC 以外の国際機関等の基準、日本や米国、欧州等先進国の基準・規制を参照することにしてしています*1。 参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体例としては、次のようなものが考えられます。 （1）汚染対策 ・日本、米国の規制値 ・マルポール条約 （2）自然環境	項番 2

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
		□世界遺産条約 ・ラムサール条約 ・ワシントン条約 ・IUCN のレッドリスト (3) 社会環境 ・世界遺産条約 ・DAC の住民移転に係るガイドライン等 これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、環境ガイドライン第 1 部 3. (4) では、「また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準、又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、それも参照していく方針です。 *1 JBIC の環境レビューでは、原則として世界銀行のセーフガードポリシー、IFC のパフォーマンススタンダードを用いてチェックを行っていることから、環境ガイドラインに おいてこれらは「参照」ではなく、「適合」という形でより重要視されています。	・ 世界遺産条約 ・ ラムサール条約 ・ ワシントン条約 ・ IUCN のレッドリスト (3) 社会環境 ・ 世界遺産条約 ・ DAC の住民移転に係るガイドライン等 <u>(4) 特定セクター</u> ・ <u>原子力安全条約及び IAEA 基準の関連部分</u> ・ <u>世界ダム委員会レポート</u> 等 これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、環境ガイドライン第 1 部 3. (4) ③では、「適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準、またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、それも参照していく方針です。 *1 JBIC の環境レビューでは、原則として世界銀行のセーフガードポリシー、IFC のパフォーマンススタンダードを用いてチェックを行っていることから、環境ガイドラインにおいてこれらは「参照」ではなく、「適合」という形でより重要視しています。	
1.3	環境レビュー	Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1.. において、「プロジェクトは、<u>重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものである</u>ではない」とありますが、重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。また、著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか？ A. <u>世界銀行のセーフガードポリシー（OP4.04 Annex A, OP4.36 Annex A）の定義を踏まえ、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。また、重要な森林は重要な自然生息地と認められた森林地域をいうものと認識しています。</u> 重要な自然生息地 ・既存の保護区及び政府から公式に保護区として提案された地域、伝統的な地域コミュニティが 政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。 ・上記項目で規定する地域以外の類例として、例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並び	Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1. (6) において、「<u>重要な自然生息地（重要な森林を含む）」「自然生息地（天然林を含む）</u>」という表現がありますが、<u>どういった地域を指すのでしょうか。</u>また、「著しい転換または著しい劣化」とはどのようなものですか？ A. 「<u>重要な自然生息地（重要な森林を含む）」「自然生息地（天然林を含む）</u>」「著しい転換または著しい劣化」については、<u>適合を確認する国際基準を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。</u> <u>【世界銀行のセーフガードポリシー（OP4.04 Annex A、 OP4.36 Annex A）参照】</u> <u>①重要な自然生息地（重要な森林を含む）</u> ・ 既存の保護区及び政府から公式に保護区として提案された地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。 ・ 上記項目で規定する地域以外の類例として、例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。	項番 38

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
		に希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。 <u>また、世界銀行のセーフガードポリシーの定義（OP4.04 Annex A, OP4.36 Annex A）を踏まえ、著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。</u> <u>・著しい転換：重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること。</u> <u>・著しい劣化：重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること。</u>	・ <u>重要な森林は、上記の重要な自然生息地の条件を満たしている森林</u> <u>②自然生息地（天然林を含む）</u> ・ <u>生態系の生物群集が主に在来動植物により構成されており、人間の活動によって当該区域の主たる生態系機能が本質的に変化していない、陸域もしくは水域</u> ・ <u>天然林は、上記の自然生息地の条件を満たす森林地およびそれに伴う水路</u> <u>③著しい転換</u> <u>土地または水の利用によってもたらされた、長期に渡る大きな変化による、生息地（重要な自然生息地またはその他の自然生息地）の健全性の消失あるいは著しい減少</u> <u>④著しい劣化</u> <u>在来種の存続可能な個体数を維持するための生息地の能力が大幅に低下する転換</u> <u>【IFC のパフォーマンススタンダード 6 のパラグラフ 13、16、脚注 7 参照】</u> <u>①重要な自然生息地（重要な森林を含む）</u> <u>生物多様性の価値が高い地域であり、以下の生息地を含む地域になります。</u> ・ <u>絶滅寸前種 (Critically Endangered Species) や絶滅危惧種 (Endangered Species) にとって特別に重要な生息地</u> ・ <u>固有種、生息地限定種にとって特別に重要な生息地</u> ・ <u>移動性種や群れを成す種の世界的に重要な集まりを支える生息地</u> ・ <u>重大な危機に瀕し、他に類のない生態系</u> ・ <u>重要な進化の過程に関わる地域</u> <u>②自然生息地（天然林を含む）</u> ・ <u>主に土着の動植物の生物群によって形成される地域</u> ・ <u>人間の活動がその地域の主要な生態系機能や種の構成を本質的には変えていない地域</u> <u>③著しい転換または劣化</u> ・ <u>土地または水の利用によってもたらされた、長期に渡る大きな変化による、生息地の健全性の消失あるいは著しい減少</u> ・ <u>在来種の存続可能な個体数を維持するための生息地の能力が大幅に最小化する転換</u>	
1.4	環境レビュー	Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1. において「住民移転計画には、<u>世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい</u>」とありますが、OP4.12 Annex A に規定される内容とはどのようなものですか？ A. OP4.12 Annex A は、世界銀行のウェブサイト<u>に掲載されておりますので、ご確認下さい。</u> なお、OP4.12 Annex A の主な項目は、以下の通りです。	Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1. において「住民移転計画には、<u>適合を確認する国際金融機関の基準で求められる内容が含まれることが望ましい</u>」とありますが、具体的にはどの基準で求められている内容になりますか。 A.世界銀行のセーフガードポリシーへの適合を確認する場合は OP4.12 Annex A、<u>IFC のパフォーマンススタンダードへの適合を確認する場合はガイダンスノート^(注) 5 Annex A</u> において求められる内容を指します。具体的には、世界銀行のウェブサイト及び <u>IFC のウェブサイト</u>をご確認下さい。	

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
		□移転に係る社会経済調査の結果 ・移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格 ・損失価額の算定方法及び損失の補償方法 ・補償及び支援の具体的内容 ・移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設 ・移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加 ・苦情処理メカニズム ・実施スケジュール ・費用見積もり及び予算計画 ・モニタリング及び事後評価の概要 *お問い合わせ番号: : C-0910-02	<u>(注) IFC パフォーマンススタンダードに適合するためのガイダンス</u> なお、OP4.12 Annex A の主な項目は、以下の通りです。 ・ 移転に係る社会経済調査の結果 ・ 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格 ・ 損失価額の算定方法及び損失の補償方法 ・ 補償及び支援の具体的内容 ・ 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設 ・ 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加 ・ 苦情処理メカニズム ・ 実施スケジュール ・ 費用見積もり及び予算計画 ・ モニタリング及び事後評価の概要 <u>IFC ガイダンスノート 5 Annex A においても概ね同様の項目が記載されております。</u>	
1.5	環境レビュー	Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1. において「先住民族計画には、<u>世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex B に規定される</u>内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.10 Annex B に規定される内容とはどのようなものですか？ A. OP4.10 Annex B は、世界銀行のウェブサイト<u>に掲載されておりますので、ご確認下さい。</u> なお、OP4.10 Annex B の主な項目は、以下の通りです。 ・先住民族に係る社会的アセスメントの要旨 ・プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨 ・先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策 ・先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策 ・費用見積もり及び予算計画 ・苦情処理メカニズム ・モニタリング及び事後評価の概要	Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1. において「先住民族計画には、<u>適合を確認する国際金融機関の基準で</u>求められる内容が含まれることが望ましい」とありますが、具体的にはどの基準で求められている内容になりますか。 A. 世界銀行のセーフガードポリシーへの適合を確認する場合は OP4.10 Annex B、IFC のパフォーマンススタンダードへの適合を確認する場合は<u>ガイダンスノート^(注) 7 Annex A</u> において求められる内容を指します。具体的には、世界銀行のウェブサイト及び <u>IFC のウェブサイト</u>をご確認下さい。 <u>(注) IFC パフォーマンススタンダードに適合するためのガイダンス</u> なお、OP4.10 Annex B の主な項目は、以下の通りです。 ・ 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨 ・ プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨 ・ 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策 ・ 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策 ・ 費用見積もり及び予算計画 ・ 苦情処理メカニズム ・ モニタリング及び事後評価の概要 <u>IFC ガイダンスノート 7 Annex A においても概ね同様の項目が記載されております。</u>	

	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
1.6	ガイドラインの適用および見直し	Q. 環境ガイドラインについて、今後も定期的に見直しが行われる予定なのですか？ A. ガイドライン第 1 部 8.に規定されている通り、基本的には、環境ガイドラインが施行されて 5 年以内に包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行う所存です。 <u>ただし、JBIC が国際的な議論の進展や JBIC の経験等に鑑みて、見直しが必要と判断した場合、定期的な見直しのタイミングを待たずして包括的な検討を行う考えです。例えば、OECD 輸出信用部会の環境コモンアプローチの見直しにより、JBIC の環境ガイドラインを修正する必要性が生じた場合、その都度見直しを行う予定です。</u>	Q. 環境ガイドラインについて、今後も定期的に見直しが行われる予定なのですか？ A. ガイドライン第 1 部 8.に規定されている通り、基本的には、環境ガイドラインが施行されて 5 年経過<u>後</u>に包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行う所存です。 <u>一方、環境コモンアプローチが改訂され整合を図る必要があると認める場合には、5 年経過を待たずに改訂を行うことがあります。この場合においても、透明性の確保を前提に、ガイドラインの改訂を行う予定であり、具体的な手続きとしては、ガイドライン改訂案を公開の上、改訂案に係る説明会の開催やパブリック・コメント等を通じステークホルダーの皆様のご意見を受け付ける機会を設けながら、改訂していく考えです。</u>	項番 37

2. 新しく追加する FAQ について

	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
2.1	ガイドライン全般	Q.環境ガイドライン第 1 部 1.「プロジェクトの準備・形成の段階から当行が関与する場合、適切な環境社会配慮がなされるよう、なるべく早期段階から借入人等に働きかける。」とありますが、どのような働きかけを行う考えですか。 A. プロジェクトの準備・形成段階で、事前調査を実施する企業に対し JBIC が出資するような場合、出資者としてその調査のスコープに環境面も含めるよう働きかけることができると考えています。加えて、当該企業がマスタープランの作成に携わるような場合には、戦略的環境アセスメントの考え方も含めるよう提言していくことを考えております。	項番 3、5
2.2	ガイドライン全般	Q.環境ガイドライン第 1 部 4.（3）の「OECD 多国籍企業行動指針における我が国の連絡窓口」とはどこになりますか。 A.日本の連絡窓口は以下のとおりになります。 ・ 外務省経済局 OECD 室 ・ 厚生労働省大臣官房国際課 ・ 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課	項番 22
2.3	スクリーニングおよびカテゴリ分類	Q.カテゴリ分類の際に考慮する「影響を受けやすい地域」に関し、環境ガイドライン第 2 部 3.の「影響を受けやすい地域」の「自然環境」において「国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地」と記載ありますが、国際機関が定めている基準についてもこの「国際条約等」に含まれますか。 A.「影響を受けやすい地域」に規定している「国際条約等」には国際機関が定める基準全てが含まれるわけではありませんが、IUCN の Red List of Threatened Species 等、世銀や IFC が参照する基準については、考慮しつつカテゴリ分類していくことになります。	項番 39
2.4	環境レビュー	Q.環境ガイドライン第 1 部 6.（1）ただし書に、「案件の性質上、例外的に、融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書を入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に、意思決定を行う場合がある」とありますが、この規定は具体的にはどのような場合に、こういった手続きで適用されることになりますか。 A.該当する案件の事例としては、資源開発プロジェクトの初期段階における権益取得案件、あるいは<u>具体的な</u>資金使途が定まっていない段階で出資の意思決定が必要な出資案件等が想定されます。 この場合、事業実施者等からの情報を基に、実施が予定されるプロジェクトについてカテゴリ分類を行った上で、カテゴリ A または B に分類された場合には、以下のプロセスにて環境社会配慮の確認を行っていきます。 【意思決定前】 環境レビューを行うのに十分な資料は入手できませんが、事業実施主体等を通じ得られた情報を基に、可能な範囲で、事業実施主体の環境社会配慮の実施体制等について	項番 6

	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
		確認を行っていきます。確認に用いた情報については、商業上の秘密にも配慮しつつ、<u>スクリーニングフォームに記載される情報の他、可能な範囲で公開を行っていきます。</u> また、暫定的ではありますが、実施した確認の結果は、意思決定後すみやかにウェブサイト上で公開します。 なお、環境レビューの実施までは、プロジェクトの開発等は行われないことを契約上明記する考えです。 【意思決定後】 環境社会影響評価報告書（ESIA）等環境レビューに必要な文書を入手できたところで、通常通りの環境レビューを実施していきます。なお、環境レビューで用いた ESIA や環境レビュー結果については、通常どおりウェブサイトにて公開します。 また、上記環境レビューにおいて適切な環境社会配慮を確認できなかった場合には、融資契約に基づき、貸付等の実行を停止するとともに、借入人に期限前償還を求めています。	
2.5	環境レビュー	Q.環境ガイドライン第 2 部 1. (3)「不可分一体の施設」とありますが、どのような施設を指しますか。 A.不可分一体の施設とは、OECD 環境コモンアプローチに規定されている「associated facilities」と同義になります。 この不可分一体の施設は、プロジェクトの一部を構成する施設ではないものの、プロジェクトがなければ建設または拡張されなかったものであり、かつプロジェクトの実施に不可欠な施設を指します。 なお、この不可分一体の施設は、事業実施主体によって所有、管理、運営等される施設に限られるものではありません。<u>ないため、また、この不可分一体の施設の環境レビューにおいては、同施設の建設される時期や立地も考慮しつつ、合理的と考えられるな範囲内において、レビューを実施することになります。</u>	項番 19
2.6	環境レビュー	Q.環境ガイドライン第 2 部 1. (8) は、<u>プロジェクトが先住民族の諸権利に影響を及ぼす場合、先住民族との「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」を求めています</u>とありますが、どのような<u>手続</u>や合意が求められますか。 A. <u>プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、当該先住民族との間で、通常地域住民と同様、情報が公開された上での十分な協議や参加の手続を経ることが求められます（環境ガイドライン第 2 部では、1. (5) に規定しています）。</u>一方、先住民族がその土地や資源に関して有する諸権利については、その脆弱性に鑑み、このような通常の手続に加えて、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」（Free, Prior, and Informed Consent (FPIC)）を求めているものです。 <u>FPIC は、普遍的に受け入れられた定義がある表現ではありませんが、通常協議や参加の手続に加え、事業者と先住民族の影響を受けるコミュニティ間での誠実な交渉を通じて構築されていくものと考えています。もっとも、ここにいう「事前の合意」とは、必ずしも全員の合意を必要とするものではなく、例えばコミュニティの中の個人やグループが明示的に反対している場合であっても達成されうるものであると考えています。この考え方は、IFC のパフォーマンススタンダード 7 のパラグラフ 12 における FPIC の解釈に沿うものと考えております。</u> <u>なお、この「事前の合意」が求められるのは、環境ガイドラインに記載されている通り、FPIC が求められるのは、以下のように、プロジェクトにより先住民族固有の権利等に影響がおよぶ場合です。</u>になります。なお、IFC のパフォーマンススタンダード 7 においてはパラグラフ 13～17 で、以下のようなケースが対象になると規定されています。 ・<u>伝統的に所有権され、または慣習的に利用されてきたに関わる土地にプロジェクトが立地し、またそのような土地の天然・自然の資源を商業的に開発する場合で、かつ負の影響が想定される</u>の利用に影響がある場合 ・<u>先住民族が共同で保有する</u>上記の土地・天然自然の資源から先住民族を移動させる場合 ・先住民族にとって重要な文化的遺産に<u>重大な</u>影響がある場合 <u>なお、この考え方は、IFC のパフォーマンススタンダード 7 における FPIC の解釈に沿うものであり、世銀のセーフガードポリシーも同様の方向で改訂が検討されているものと理解しております。</u>	項番 26
2.7	情報公開	Q. 環境ガイドラインにおいて「プロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」とありますが、具体的にどのような情報の公開に努めるので	項番 8、16

	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
		すか。 A.プロジェクトの環境社会配慮面全般に関し情報公開を促していく考えであり、ESIA が現地語で作成されている場合に別途作成された日本語訳・英語訳や事業者が実施したモニタリング結果についても、これに含まれると考えています。	
2.8	環境社会配慮確認に要する情報(EIA等)	Q 環境ガイドライン第 2 部 2.において「環境社会影響評価報告書には環境コモンアプローチに規定される事項が記述されていることが望ましい。」とされていますが、環境コモンアプローチのどの部分に規定されている内容ですか。 A.環境社会影響評価報告書に記述されることが望ましい内容は、環境コモンアプローチの Annex II に規定されています。	項番 36
2.9	環境社会配慮確認に要する情報(EIA等) (削除)	Q. プロジェクト実施にあたり ESIA が作成されないプロジェクトについては、どのように環境レビューを行っていますか。 A.一部のプロジェクトにおいては、プロジェクト実施にあたり ESIA が作成されないことがあります。その場合は、例外的な方法として、ESIA に代替する資料を基に環境レビューを行っております。なお、この場合の環境レビューにおいても ESIA を用いて行う環境レビューと同水準の確認を行うことに変わりはありません。 また、その際の情報公開においては、ESIA の代わり用いた代替資料につき、商業上の秘密に配慮しながら、公開しております。	項番 9
2.10	<u>環境レビュー</u>	<u>Q 環境ガイドライン第 2 部 1. (3) において「地域社会の衛生・安全・保安」が検討する影響のスコープの一つに挙げられていますが、その中でも警備要員の利用についてどのような確認を行っていますか。</u> <u>A.警備要員の利用については、チェックリスト上「プロジェクトに関係する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか」という点を確認事項として挙げております。</u> <u>IFC のパフォーマンススタンダード 4 は、より具体的に、事業者が以下の事項について適切に対応することを求めており、世銀のセーフガードポリシーも同様の方向で改訂が検討されているものと理解しています。</u> <u>①事業者が自ら警備要員を配備する場合</u> <u>・警備体制によって、プロジェクト内外の人々にもたらされるリスクの評価</u> <u>・警備体制を構築するにあたり、警備要員の雇用、行動規範、訓練、装備、モニタリングに関する国際的に妥当な実務や、適用される法律の遵守</u> <u>・警備を行う者が過去に虐待に関与していないかを合理的な範囲で調査し、武力の使用と労働者及び影響を受けるコミュニティに対する適切な行動について十分な訓練を行い、また適用される法律の範囲内での行動を求める</u> <u>・影響を受けるコミュニティが、警備体制と警備要員の行為に関し懸念を表明できる苦情処理メカニズムの整備</u> <u>②政府の警備要員が配備される場合</u> <u>・警備要員が上記に沿った行動を取るよう努める。</u> <u>・政府に対し、安全上の懸念が生じない限り、警備体制に係る情報公開が行われるよう働きかける。</u>	<u>項番 21</u>
2.11	<u>モニタリング</u>	<u>Q.カテゴリ FI のサブプロジェクトについて、JBIC はモニタリングを行わないのですか。</u> <u>A.カテゴリ FI のサブプロジェクトのうち、カテゴリ A 又は B 案件の環境レビューやモニタリングについては、金融仲介者等の能力・経験や態勢に応じ、JBIC 自身が行う場合と金融仲介者等が行う場合があります。</u> <u>環境レビューやモニタリングを金融仲介者が行う場合、JBIC は、どのようなサブプロジェクトに投融資が行われているかを金融仲介者等を通じて把握し、必要に応じ、金融仲介者等から報告を受けることとなっています。</u>	